

庁有車の交通事故の概要について

1 発生日時

令和4年10月6日（木）午前10時15分頃

2 発生場所

港区麻布十番四丁目3番先道路上

3 区の車両

郷土歴史館の庁有車（トヨタ ハイエース）

4 事故の状況

文化財係の事務職員が、区民からの寄贈資料を受け取った後、受取場所の赤坂七丁目から郷土歴史館へ庁有車で帰庁する途中、麻布十番の一の橋交差点付近で、4車線道路の右側直進車線から3車線道路の中央車線に車線を変更した際に、4車線道路の左側直進車線を後方から直進してきた相手方車両の右側後部側面と庁有車の左ドアミラーが接触しました。

5 損害の状況

庁有車を運転していた職員及び同乗していた職員1名にけがはありませんでしたが、庁有車は左ドアミラーを損傷しました。

また、相手方車両の運転手にもけがはありませんでしたが、車両の右側後部側面を損傷しました。

6 損害賠償額等

示談交渉中

7 事故再発防止等の対応

文化財係の登録運転手全員を対象に、安全運転についての研修を実施しました。研修が終了するまでは、一時的に、郷土歴史館の庁有車の使用を停止しました。運転者本人には、自動車運転時の安全管理の徹底を強く指導するとともに、文化財係の職員全員に本事故の概要を伝え、安全運転の徹底と再発防止を指示しました。

なお、登録運転手全員が、今年度中に契約管財課が実施する安全運転講習会を受講します。

相手方車両：右側後部側面を損傷



序有車：左ドアミラーを損傷

